

令和 6 年 4 月変更

有限会社アクアテクニカル 行動計画(第 4 回)

従業員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日までの 3 年間

2. 計画内容

目標 1：令和 8 年 8 月 31 日までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 7 日以上とする。

<対策>

- 令和 5 年 9 月～ ・年次有給休暇の取得について実態を把握
- 令和 5 年 9 月～ ・スケジュール表に取得日数、残日数を表示し周知して取得を促進する。

目標 2：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンターモード制度を導入する。

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ ・「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を推進しやまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 6 年 4 月～ ・社員へアンケート調査、検討開始
- 令和 6 年 6 月～ ・運用のルール検討、メンター選定
- 令和 6 年 9 月～ ・運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知